

資 料 提 供
滋 賀 労 働 局 発 表 令和 7 年 9 月 3 0 日

担 当	滋賀労働局 雇用環境・均等室 雇用環境改善・均等推進監理官 今村 由紀子 室 長 補 佐 谷澤 健太 TEL : 0 7 7 - 5 2 3 - 1 1 9 0
-----	--

医療・福祉業で県内初！

県内 9 社目！

**プラチナくるみん認定企業として
 社会福祉法人 八起会を認定！！**



～ 1 0 月 9 日（木）に滋賀労働局にて認定通知書交付式を行います ～

滋賀労働局（局長 多和田 治彦）は、次世代育成支援対策推進法に基づくプラチナくるみん認定を行いました。（認定企業の取組内容は別添 1 参照）

プラチナくるみん認定は県内 9 社目となります。（県内の認定状況については別添 2、認定制度は裏面参照）

つきましては、滋賀労働局において、下記のとおり認定通知書交付式を行います。

下記の日程により、認定通知書交付式を行います。

日 時：令和 7 年 1 0 月 9 日（木） 1 1 : 0 0 ～（3 0 分程度）

場 所：滋賀労働局 局長室

（大津市打出浜 1 4 番 1 5 号 滋賀労働総合庁舎 4 階）

是非、当日の取材をお願いいたします。

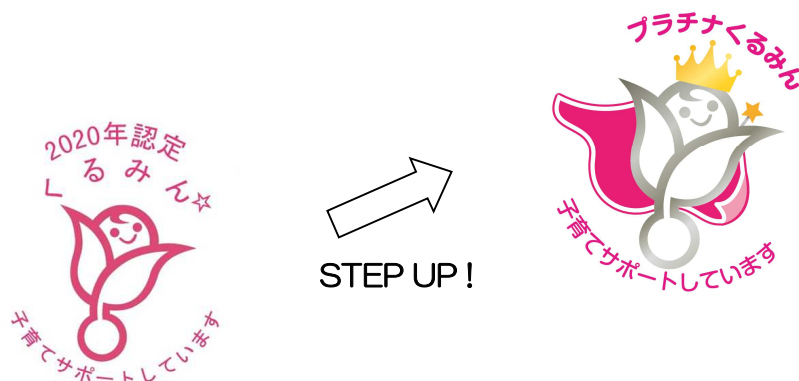
※取材いただく場合、前日までに当室あてにご連絡ください。

◆次世代育成支援対策推進法に基づく認定とは…

次世代育成支援対策推進法に基づき、労働者の仕事と子育てに関する一般事業主行動計画を策定し、その旨を届け出た事業主のうち、両立支援に関する取組の実施状況が優良な事業主が、申請により厚生労働大臣の認定が受けられる制度です。基準に応じて、トライくるみん、くるみん、プラチナくるみんがあります。

特例認定制度（プラチナくるみん）は、くるみん認定又はトライくるみん認定企業のうち、より高い水準の取組を行った企業が、一定の要件を満たした場合に、優良な「子育てサポート」企業として認定を受けられる制度です。

社会福祉法人八起会は、令和2年（2020年）にくるみん認定を受け、その後より高い水準の取組を行い、一定の要件を満たしたことから、今般プラチナくるみんの認定を受けられました。



認定を受けた企業は、認定マーク（愛称：くるみんプラス・プラチナくるみんプラス・トライくるみんプラス）を商品、広告、求人広告などに付け、子育てサポート企業であることをPRでき、その結果、**学生や社会一般へのイメージアップや優秀な従業員の採用・定着など**につながります。また、公共調達において加点評価される場合があります。

令和7年4月1日より、次世代育成支援対策推進法の改正に伴い、くるみん認定、プラチナくるみん認定基準が改正されました。<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/001347349.pdf>
※今回の認定は、令和9年3月31日までの経過措置に基づく旧基準での認定となります。

【次世代育成支援対策推進法について】（厚生労働省HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11367.html



【添付資料】

別添1 社会福祉法人 八起会の取組概要

別添2 滋賀県内におけるプラチナくるみん認定の状況等

社会福祉法人 八起会

所在地： 湖南省

事業内容： 社会福祉事業

労働者数： 343 人



●行動計画

- 1 計画期間 令和 2(2020)年 4 月 1 日 ～ 令和 7(2025)年 3 月 31 日
- 2 目 標 ①有給休暇取得率を 70%以上とする。
②子供の出生時に父親が取得できる休暇と男性の育児休業取得を促進するための休暇制度を導入する。

●目標達成のための取組の実績

【目標①について】

★管理者に対し、年次有給休暇取得状況の把握と取得の働きかけを行うよう文書による周知を行った。また、「マイホリデー制度」を導入し、全職員が年 1 日希望した日に年次有給休暇を取得するようにした。

【目標②について】

★出産の立ち合いや入退院の付き添いをしやすくするため、有給の配偶者出産休暇制度を導入した。また、出生時育児休業制度が法定化される前に、企業独自で育児サポート制度を導入し、子の出生後 8 週間以内の育児休業取得勧奨を行った。

●取組の成果

★計画期間内の各年度において以下の有給休暇取得率を達成

令和 4 年度	106.6%
令和 5 年度	88.5%
令和 6 年度	81.4%

★計画期間内に以下の育児休業取得率※を達成

男性労働者（6 人取得）、女性労働者（20 人取得）共に取得率 100%を達成

※計画期間中に配偶者又は本人が出産した者のうち、計画期間中に育児休業を取得した者の割合

【プラチナくるみん独自基準】（一部抜粋）

- 計画開始日から計画終了日の1年前までの間に子を出産した女性労働者のうち、子の1歳誕生日まで継続して在職※している者の割合が90%以上であること

※育児休業等を利用している者を含む

- ★令和2年4月1日～令和6年3月31日までの間に出産した女性労働者のうち、出産後1年以上継続して在職している女性労働者の割合 ⇒ 93.1%

- 育児休業をし、又は育児を行う女性労働者が就業を継続し、活躍できるような能力の向上又はキャリア形成の支援のための取組に係る計画を策定し、実施していること

- ★管理職への昇進が期待される女性職員に対し、ワークライフバランスを実現し、自分なりのリーダー像を描くための研修を受講させる取り組みを計画期間中を通し、継続的に実施した。

滋賀県内におけるプラチナくるみん認定の状況等

R7. 9. 4 現在

認定年	企業名		所在地	業種	従業員数	認定日
平成 28 年	株式会社 滋賀銀行		大津市	金融業	3, 244人	H28.4.20
〃	古河 AS 株式会社		犬上郡甲良町	製造業	1, 480人	H28.5.6
平成 31 年	日本電気硝子 株式会社		大津市	製造業	2, 111人	H31.2.26
令和3年	サンメディカル株式会社		守山市	製造業	125人	R3.6.7
〃	甲賀高分子株式会社		湖南市	製造業	92人	R3.10.13
令和4年	株式会社 山久		長浜市	卸売業	68人	R4.3.28
令和7年	株式会社 日吉		近江八幡市	技術サービス業	384人	R7.2.14
〃	新江州株式会社		長浜市	卸売業	246人	R7.7.9
〃	社会福祉法人 八起会		湖南市	医療・福祉業	343人	R7.8.28